



発行 東京都

目次

102

規則

- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)…一
- 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…(同)…三
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二件)……………(環境局地球環境エネルギー部計画課)…五

規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百三十四号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年東京都規則第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号口中「(日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表一に規定する断熱等性能等級(以下「断熱等性能等級」という。)

の等級4及び一次エネルギー消費量等級(以下「一次エネルギー消費量等級」という。)の等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合している場合に限る。」を削る。

第八条第一項第一号ホ中「(断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。)」を削る。

別記第一号様式の三を次のように改める。



第2号様式(第7条関係)

計画変更認定申請

手数料額計算書  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
  - 建築物全体
  - 複合建築物の住宅部分
  - 複合建築物の非住宅部分

- 2 計画の評価方法
  - 非住宅部分:
  - モデル建物法
  - 標準入力法等

(該当する□に○を記入)

3 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□に○を記入) 適合証等がある場合 適合証等がない場合

□(1) 一戸建て住宅の申請の場合	床面積	別表 三の四の(一)の(1)	別表 三の四の(二)の(1)
□(2) (1)以外の建築物の申請の場合(住宅部分の共用部分を除く場合を記入)	住宅部分の床面積の合計 非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2) 別表 三の四の(二)の(2)	別表 三の四の(二)の(1) 別表 三の四の(二)の(2)
	合計	別表 三の四の(一)の(2) 別表 三の四の(二)の(2)	別表 三の四の(二)の(1) 別表 三の四の(二)の(2)
	合計	別表 三の四の(一)の(2) 別表 三の四の(二)の(2)	別表 三の四の(二)の(1) 別表 三の四の(二)の(2)

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 1 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において適用する第35条第2項の規定に基づき申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式の二及び同様式別紙中「別表 三の四の(一)の(2)のロの(4)」や「別表 三の四の(一)の(2)のイ」並びに「別表 三の四の(二)の(2)のロの(4)」や「別表 三の四の(二)の(2)のロの(4)」並びに「別表 三の四の(一)の(2)のロの(4)」や「別表 三の四の(一)の(2)のロ」並びに「別表 三の四の(二)の(2)のロの(4)」や「別表 三の四の(二)の(2)のロ」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則別記第一号様式の三から第二号様式の二までの規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第六十七号)附則第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる認定の申請(変更の認定の申請を含む。)については、なおその効力を有する。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百三十五号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成二十四年東京都規則第五百十三号)の一部を次のように改正する。  
別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式(第6条関係)

手数料額計算書  
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

認定申請

- 1 申請の対象とする範囲  
(申請の該当する□にシを記入)
- 建築物全体
  - 複合建築物の非住宅部分
  - 複合建築物の住宅部分

2 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□にシを記入)	適合証がある場合	適合証がない場合	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	別表二 一の(+)の(1) 円(a)	別表二 一の(+)の(1) 円(A)	
<input type="checkbox"/> 共同住宅等 の申請の場 合	建築物の住 戸の部分の 総戸数	円(b)	別表二 一の(+)の(2)のイ 円(B)
	共用廊下等 の部分の床 面積の合計	円(c)	別表二 一の(+)の(2)のロ 円(C)
	非住宅部分 の床面積の 合計	円(d)	別表二 一の(+)の(2)のハ 円(D)
計	(b) + (c) + (d) 円	(B) + (C) + (D) 円	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住 宅及び共同 住宅等以外 の建築物の 申請の場合	建築物の延 べ面積 m <sup>2</sup>	別表二 一の(+)の(3) 円(e)	別表二 一の(+)の(3) 円(E)
合計	円	円	

(注意)

- 別表とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第6条関係)

手数料額計算書  
(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請)

変更認定申請

- 1 申請の対象とする範囲  
(申請の該当する□にシを記入)
- 建築物全体
  - 複合建築物の非住宅部分
  - 複合建築物の住宅部分

2 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□にシを記入)	適合証がある場合	適合証がない場合	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	別表二 二の(+)の(1) 円(a')	別表二 二の(+)の(1) 円(A')	
<input type="checkbox"/> 共同住宅等 の申請の場 合	建築物の住 戸の部分の 総戸数	円(b')	別表二 二の(+)の(2)のイ 円(B')
	共用廊下等 の部分の床 面積の合計	円(c')	別表二 二の(+)の(2)のロ 円(C')
	非住宅部分 の床面積の 合計	円(d')	別表二 二の(+)の(2)のハ 円(D')
計	(b') + (c') + (d') 円	(B') + (C') + (D') 円	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住 宅及び共同 住宅等以外 の建築物の 申請の場合	建築物の延 べ面積 m <sup>2</sup>	別表二 二の(+)の(3) 円(e')	別表二 二の(+)の(3) 円(E')
合計	円	円	

(注意)

- 別表とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条第2項において準用する第54条第2項の規定に基づき申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式、第五号様式、第六号様式、第十一号様式及び第十三号様式中「四」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式及び第二号様式の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）附則第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる認定の申請（変更の認定の申請を含む。）については、なおその効力を有する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十二の見出し中「及び特定エネルギー供給事業者」を「等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第九条の二第一項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 供給する特定エネルギーにおける新設再生可能エネルギー発電設備（新設された再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）からの供給の拡大に係る措置
- 二 特定エネルギーの供給条件（再生可能特定エネルギーを含むものに限る。）の多様化に係る措置
- 三 その他知事が必要と認める事項

第五条の二十三第一項中「第九条の三」を「第九条の三第一項」に改め、同条第二項中「第九条の三第一号」を「第九条の三第一項第一号」に改め、同条に次の三項を加える。

3 条例第九条の三第一項第三号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量
- 二 特定エネルギーの供給条件（再生可能特定エネルギーを含むものに限る。）の多様化に係る措置
- 三 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第一号に規定する量
- 四 その他知事が必要と認める事項

4 条例第九条の三第二項に規定する事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

5 条例第九条の三第二項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の十五の二によるエネルギー環境計画書変更届出書に、当該変更しようとする事項について記載したエネルギー環境計画書を添付して行わなければならない。

第五条の二十四に次の一項を加える。

3 条例第九条の五第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量
  - 二 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量
  - 三 その他知事が必要と認める事項
- 第五条の二十五第一項の表条例第九条の六第一項第一号の項第二号中「再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られる特定エネルギー」を「再生可能特定エネルギー」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量

四 特定エネルギーの供給条件（再生可能特定エネルギーを含むものに限る。）の多様化に係る措置

五 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第三号に規定する量（条例第九条の第三項の規定による変更の届出を行った場合にあつては、当該届出におけるもの）

第五号の二十五第一項の表条例第九条の六第一項第二号の項第三号中「再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られた特定エネルギー」を「再生可能特定エネルギー」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量

五 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量

第五号の二十五第二項中「損なわれる事項」の下に「として知事が認める事項」を加え、同条第三項中「備え置き」を「備置き」に改める。

第八条の三及び第八条の四を削る。

第八条の五の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める目標値の設定は、次に掲げるものとする。

一 建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能についての目標値の設定

二 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定

2 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める設備等は、次項に規定する取組を行うに当たつて必要なものとする。

第八条の五第三項中「第十七条の七第八号」を「第十七条の四第二項第四号」に改め、第二号を削り、同項第三号中「条例第十七条の七第七号において」を「第三項第三号

の」に、「を導入しないとした」を「の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給を行わない」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同号を同項第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定開発事業の概要

三 特定開発区域の範囲

第八条の五中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定めるエネルギーの利用等に関する取組は、次に掲げるものとする。

一 エネルギーの効率的な利用に関する取組

二 エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組

三 地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給に関する取組

四 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組

五 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組

六 気候変動（地球温暖化その他の気候の変動をいう。）への適応及び災害に対する強じん性に関する取組

4 条例第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出は、別記第二号様式の十七による特定開発区域等脱炭素化方針提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する特定開発区域等脱炭素化方針を添付して行わなければならない。

5 条例第十七条の四第二項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において新築等をしよとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項、次条第二項第二号及び第八条の五第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の三百日前とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認（同

法第六条の二第一項の規定による確認を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知(以下これらを「建築確認申請等」という。)の日

二 法令の規定による認定に基づき建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる場合における当該認定に係る申請(以下「認定申請」という。)の日

第八条の五を第八条の三とする。

第八条の六の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第一項中「第十七条の八本文」を「第十七条の五本文」に改め、同項第一号中「条例第十七条の七第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項第二号中「第十七条の七第二号から第八号までに掲げる事項」を「第十七条の四第二項各号に掲げる事項(前条第六項第一号に掲げる事項を除く。)」に、「エネルギー有効利用計画書変更届出書」を「特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書」に、「記載したエネルギー有効利用計画書」を「記載した特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第二項中「第十七条の八本文」を「第十七条の五本文」に、「条例第十七条の七第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項第二号イ中「低炭素化法に基づく」を削り、同条第三項中「第十七条の八ただし書」を「第十七条の五ただし書」に改め、同項第一号中「条例第十七条の七第二号」を「前条第六項第二号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条を第八条の四とする。

第八条の七の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第一項中「第十七条の九第一項」を「第十七条の六第一項」に、「第十七条の七各号」を「第十七条の四第二項各号」に改め、同条第二項中「第十七条の九第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同項第二号中「低炭素化法に基づく」を削り、同条第三項中「第十七条の九第一項」を「第十七条の六第一項」に、「備え置き」を「備置き」に改め、同条を第八条の五とする。

第八条の八の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第一項中「第十七条の九第二項」を「第十七条の六第二項」に、「第十七条の七各号」を「第十七条の四第二項各号」に改め、同条第二項中「第十七条の九第二項」を「第十七条の六第二項」に改め、同条を第八条の六とし、同条の次に次の二

条を加える。

(特定開発区域等脱炭素化報告書の提出)

第八条の七 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、別記第二号様式の二十による特定開発区域等脱炭素化報告書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成した特定開発区域等脱炭素化報告書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事が完了した日(当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了した日)の翌日から起算して一年以内に行わなければならない。

(特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)

第八条の八 条例第十七条の八第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の八第一項の規定による公表は、条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出後速やかに、行わなければならない。

3 条例第十七条の八第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

4 特定開発事業者は、条例第十七条の八第一項の規定により公表した後、特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に変更が生じた場合は、当該変更の内容について公表するよう努めなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第八条の二十二第二項中「第十七条の二十一第一項」を「第十七条の二十第一項」に、「第八条の十八第一項」を「第八条の十九第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の二十一第一項」を「第八条の二十一第一項」を「第十七条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の二十一第一項」を「第八条の十九第二項」に改め、同条第四項中「第十七条の二十一第二項」を「第十七条の二十第一項」に改め、同条第四項中「第十七条の二十一第二項」を「第十七条の二十第二項」に、「別記第二号様式の二十七」を「別記第二号様式の二十八」に、「エネルギー有効

利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「受入に」を「受入れに」に改め、同項第一号及び第二号中「第十七条の二十一第一項」を「第十七条の二十第一項」に改め、同条を第八条の二十三とする。

第八条の二十一第一項及び第二項中「第十七条の二十第一項第一号」を「第十七条の十九第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十七条の二十第一項第四号」を「第十七条の十九第一項第四号」に改め、同条第四項中「第十七条の二十第一項第五号」を「第十七条の十九第一項第五号」に改め、同条を第八条の二十二とする。

第八条の二十中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の十八第一項」に、「別記第二号様式の二十六」を「別記第二号様式の二十七」に、「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条を第八条の二十一とする。

第八条の十九中「第十七条の十八第六項」を「第十七条の十七第六項」に改め、同条を第八条の二十とする。

第八条の十八第一項中「第十七条の十八第三項第一号」を「第十七条の十七第三項第一号」に、「第八条の第三第二項第一号」を「第九条の第二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十七条の十八第三項第二号」を「第十七条の十七第三項第二号」に、「第八条の第三第二項第一号」を「第九条の第二第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十七条の十八第四項」を「第十七条の十七第四項」に改め、同条を第八条の十九とする。

第八条の十七第一項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「別記第二号様式の二十五」を「別記第二号様式の二十六」に改め、同条第二項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同項第二号中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に、「第八条の九第三項第三号」を「第八条の十第三項第三号」に改め、同条を第八条の十八とする。

第八条の十六第一項中「第十七条の十六第二項」を「第十七条の十五第二項」に、「第十七条の十一第一項各号」を「第十七条の十第一項各号」に改め、同条第二項中「第十七条の十六第二項」を「第十七条の十五第二項」に改め、同条を第八条の十七とする。

第八条の十五第一項中「第十七条の十六第一項」を「第十七条の十五第一項」に、

「第十七条の十一第一項各号」を「第十七条の十第一項各号」に改め、同条第二項中「第十七条の十六第一項」を「第十七条の十五第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の十六第一項」を「第十七条の十五第一項」に、「備え置き」を「備置き」に改め、同条を第八条の十六とする。

第八条の十四中「第十七条の十五」を「第十七条の十四」に、「別記第二号様式の二十四」を「別記第二号様式の二十五」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「第八条の九第三項第六号」を「第八条の十第三項第六号」に、「第八条の十五及び第八条の十六」を「次条及び第八条の十七」に改め、同条を第八条の十五とする。

第八条の十三第一項中「第十七条の十四」を「第十七条の十三」に、「別記第二号様式の二十三」を「別記第二号様式の二十四」に改め、同条第二項中「第十七条の十四」を「第十七条の十三」に改め、同条を第八条の十四とする。

第八条の十二第一項中「第十七条の十三第二項」を「第十七条の十二第二項」に、「第十七条の十一第一項各号」を「第十七条の十第一項各号」に改め、同条第二項中「第十七条の十三第二項」を「第十七条の十二第二項」に改め、同条を第八条の十三とする。

第八条の十一第一項中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十二第一項」に、「第十七条の十一第一項各号」を「第十七条の十第一項各号」に改め、同条第二項中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十二第一項」に改め、同項第二号中「低炭素化法に基づく」を削り、同条第三項中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十二第一項」に、「備え置き」を「備置き」に改め、同条を第八条の十二とする。

第八条の十第一項中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十一第一項」に、「第十七条の十四」を「第十七条の十三」に、「別記第二号様式の二十一」を「別記第二号様式の二十二」に改め、同条第二項中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十一第二項」に、「第十七条の十四」を「第十七条の十三」に、「別記第二号様式の二十二」を「別記第二号様式の二十三」に改め、同条を第八条の十一とする。

第八条の九第一項中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十第一項」に、「別記第二号様式の二十」を「別記第二号様式の二十一」に、「エネルギー有効利用指針」を



「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第二項中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十第一項」に改め、同項第二号中「低炭素化法に基づく」を削り、同条第三項中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に改め、同項に次の二号を加える。

- 七 エネルギーの需給調整に資する取組
- 八 災害に対する強じん性に関する取組

第八条の九を第八条の十とし、第八条の八の次に次の一条を加える。

(知事による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)

第八条の九 条例第十七条の八第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の八第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

第九条の二第二項中「第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類するもの
- 二 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「事務所等」という。)
- 三 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「ホテル等」という。)
- 四 病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「病院等」という。)
- 五 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「百貨店等」という。)

六 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「学校等」という。)

七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「飲食店等」という。)

八 図書館、博物館、体育館、公会堂、集会場、ボウリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「集会所等」という。)

九 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「工場等」という。)

第九条の二第二項中「建築物省エネ法」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。)」に改め、同条第三項中「省エネルギー性能基準の値」を「省エネルギー性能基準」に、「値以上」を「基準」に改め、同項第一号及び第二号中「第八条の三第二項第二号」を「第一項第二号」に、「低減率の値」を「低減に関する基準」に改める。

第九条の三を削る。

第十条第四項第二号中「低炭素化法に基づく」を削る。

第十二条第一項第二号及び同条第二項中「第八号」を「第七号」に改める。

第十三条第四項から第六項までを削る。

第十三条の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「第八条の三第二項第二号」を「第九条の二第二項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

第十三条の三第六項中「別記第五号様式の三」を「別記第五号様式の二」に改める。

第十三条の四第四項中「別記第五号様式の四」を「別記第五号様式の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第八条の三第二項第二号」を「第九条の二第一項

第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分のみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

第十三条の五第二項中「別記第五号様式の五」を「別記第五号様式の四」に改める。

別表第一の四中「第八条の十七」を「第八条の十八」に改め、同表一の項備考四中「第八条の四の表の一の項の下欄に掲げる(一)及び(二)の熱」を「一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱、下水汚泥の焼却に伴い排出される熱」に改め、同表二の項中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に、「第八条の九第三項第三号」を「第八条の十第三項第三号」に改める。

別表第一の五を次のように改める。

別表第一の五 省エネルギー性能基準(第九条の二関係)

基準	区分		
	イ 病院等、飲食店等又は集会所等の用途に供する部分	ロ 事務所等、ホテル等、百貨店等又は学校等の用途に供する部分	ハ 工場等の用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	BPIが一・〇以下であること。	BPIが一・〇以下であること。	一
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途B E Iが〇・八五以下であること。	非住宅用途B E Iが〇・八以下であること。	非住宅用途B E Iが〇・七五以下であること。

備考

一 BPIとは、次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物(増築の場合にあっては増築部分に限る。以下同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間

をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)第一三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において同じ。)の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBPIの値

二 非住宅用途B E Iとは、次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物の設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条中E<sub>M</sub>を加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bを乗じる部分及びE<sub>M</sub>

を加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

(三) 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB E Iの値

三 この表にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

(一) 各用途に供する部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条により算出したものをいう。(二)において同じ。)を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bの値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途B E Iの上限値に読み替えて算出したものをいう。(二)において同じ。)を合計して得た数値を超えないこと。

(二) 特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。

別記第二号様式の十五中「第9条の3」を「第9条の3第一項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の15の2 (第5条の23関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名  
〔法人にあつては名称、代表者又は管理者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

エネルギー環境計画書変更届出書

エネルギー環境計画書の記載事項について変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の名称	
事業者の所在地	
変更した事項を記載したエネルギー環境計画書	別添のとおり
変更した事項	変更前
	変更後
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 エネルギー環境計画書の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記第二号様式の十号中「第8条の5」や「第8条の3」及び「エネルギー有効利用計画書提出書」や「特定開発区域等脱炭素化方針提出書」及び「第17条の7」や「第17条の4第2項」及び「エネルギー有効利用計画書」や「特定開発区域等脱炭素化方針」及び「エネルギー有効利用計画書」や「特定開発区域等脱炭素化方針」及び「特定開発区域等脱炭素化方針」

エネルギー有効利用計画書提出書等の受付番号	エネルギー有効利用計画書提出書( )
	エネルギー有効利用計画書変更届出書( )

特定開発区域等脱炭素化方針提出書等の受付番号	特定開発区域等脱炭素化方針提出書( )
	特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書( )

別記第二号様式の十九号中「第8条の6」や「第8条の4」及び「エネルギー有効利用計画書変更届出書」や「特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書」及び「エネルギー有効利用計画書の」や「特定開発区域等脱炭素化方針の」及び「第17条の8」や「第17条の5」及び

エネルギー有効利用計画書提出書等の受付番号	エネルギー有効利用計画書( )
	エネルギー有効利用計画書変更届出書( )

特定開発区域等脱炭素化方針提出書等の受付番号	特定開発区域等脱炭素化方針提出書( )
	特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書( )

「」や「特定開発区域等脱炭素化方針提出書」及び「」

別記第二号様式の十号中「第8条の22」や「第8条の23」及び「第17条の21第2項」や「第17条の20第2項」及び「の受入」や「の受入れ」及び「別記第二号様式の二十号中」

別記第二号様式の十六号中「第8条の20」や「第8条の21」及び「第17条の19第1項」や「第17条の18第1項」及び「別記第二号様式の十七号中「第8条の17」や「第8条の18」及び「第17条の18第1項」や「第17条の17第1項」及び「別記第二号様式の十八号中「第8条の14」や「第8条の15」及び「第17条の15」や「第17条の14」及び「別記第二号様式の十九号中「第8条の13」や「第8条の14」及び「第17条の14」や「第17条の13」及び「別記第二号様式の二十号中「第8条の10」や「第8条の11」及び「第17条の12第2項」や「第17条の11第2項」及び「別記第二号様式の二十一号中「第8条の10」や「第8条の11」及び「第17条の12第1項」及び「第17条の11第1項」及び「第17条の10第1項」及び「第17条の9」や「第8条の10」及び「第17条の11第1項」及び「第17条の10第1項」及び

別記第二号様式の二十一号中「第8条の10」や「第8条の11」及び「第17条の12第1項」及び「第17条の11第1項」及び「第17条の10第1項」及び「第17条の9」や「第8条の10」及び「第17条の11第1項」及び「第17条の10第1項」及び

別記第二号様式の二十二号中「第8条の10」や「第8条の11」及び「第17条の12第1項」及び「第17条の11第1項」及び「第17条の10第1項」及び「第17条の9」や「第8条の10」及び「第17条の11第1項」及び「第17条の10第1項」及び

エネルギー有効利用計画書提出書等の受付番号	エネルギー有効利用計画書提出書( )
	エネルギー有効利用計画書変更届出書( )

特定開発区域等脱炭素化方針提出書等の受付番号	特定開発区域等脱炭素化方針提出書( )
	特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書( )

別記第二号様式中「※欄には」及び「※印の欄には、」及び「別記第二号様式の二十一号中」別記第二号様式の十九の次に次の様式を加える。

第2号様式の20(第8条の7関係)

東京都知事殿

年月日

住所  
氏名

〔法人にあつては名称、代表者の〕  
〔氏名及び主たる事業所の所在地〕

特定開発区域等脱炭素化報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の7の規定により、特定開発区域等脱炭素化報告書を提出します。

特定開発事業の名称	
特定開発区域の所在地	
特定開発区域等脱炭素化報告書	別添のとおり
連絡先	
※受付欄	(電話番号 )

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第三号様式中「第21条第1項」を「第21条」に改める。

別記第三号様式の二中「集会場等」を「集会所等」に改める。

別記第五号様式の二を削り、別記第五号様式の三を別記第五号様式の二とする。

別記第五号様式の四中「集珍場等」を「集珍場等」に改め、同様式を別記第五号様式の三とする。

別記第五号様式の五を別記第五号様式の四とする。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第八条の三第五項に規定する特定日がこの規則の施行の日から令和七年一月二十五日までの間にある場合における同項の規定の適用については、同項中「三百日」とあるのは、「百八十日」とする。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第二号様式の十五、第二号様式の十七から第三号様式の二まで及び第五号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百三十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第三項第六号中「（地球温暖化その他の気候の変動をいう。）」を削る。  
第八条の四第三項第一号中「特別大規模特定建築物」を「特定建築物」に改める。

第九条の見出し中「規模」を「規模等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二十条に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

第九条の二の見出し中「省エネルギー性能基準」を「特定建築物における省エネルギー性能基準」に改め、同条第一項中「第二十条の三」を「第二十条の二」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に規定する用途に供する当該特定建築物における条例第二十条の二に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、当該用途に供する部分（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。次項において同じ。）が二千平方メートル以上である場合に限る。）について、別表第一の五 一の項に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準及び設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準とする。

第九条の二第三項中「条例第二十条の三」を「第一項第二号から第九号までに規定する用途に供する当該特定建築物における条例第二十条の二」に改め、同項第一号及び第二号中「（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）を削り、「別表第一の五 二の項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守）

第九条の三 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域内における建築物とする。

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準は、当該特定建築物の建築面積（増築の場合にあつては増築する部分の建築面積。以下この項において同じ。）に五パーセントを乗じて得た値に一平方メートル当たり〇・一五キロワットを乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光を利用する設備（以下

「太陽光発電設備」という。）を設置することとする。ただし、当該特定建築物の建築面積から知事が別に定める太陽光発電設備の設置が困難な屋上の部分を除いた面積（以下「設置可能面積」という。）が、当該特定建築物の建築面積に五パーセントを乗じて得た値より小さい場合は、当該設置可能面積に一平方メートル当たり〇・一五キロワットを乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光発電設備を設置することとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により設置する太陽光発電設備の定格出力が、次の各号に掲げる特定建築物の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める値に満たない場合は、当該値以上の定格出力の太陽光発電設備を設置することとする。

- 一 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 三キロワット
- 二 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 六キロワット
- 三 一万平方メートル以上 十二キロワット

4 第二項の規定にかかわらず、同項の規定により設置する太陽光発電設備の定格出力が、次の各号に掲げる特定建築物の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める値を超える場合は、当該値以上の定格出力の太陽光発電設備を設置することとする。

- 一 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 九キロワット
- 二 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 十八キロワット
- 三 一万平方メートル以上 三十六キロワット

5 前三項の規定にかかわらず、当該特定建築物及びその敷地における次に掲げる設備の設置は、当該設備による再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において、前三項に規定する太陽光発電設備の設置とみなす。

- 一 風力を利用する設備
- 二 バイオマスを利用する設備
- 三 太陽熱を利用する設備
- 四 地中熱を利用する設備
- 五 その他知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備

6 前四項の規定にかかわらず、特定建築主は、その電気を当該特定建築物及びその敷地において利用するための再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属

設備の設置（当該特定建築物及びその敷地以外に設置するものに限る。）その他知事が別に定める当該特定建築物及びその敷地における再生可能エネルギーの利用に係る措置を行うことができる。

7 前五項に定めるもののほか、再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守）

第九条の四 条例第二十條の四に規定する規則で定める電気自動車充電設備整備基準は、当該特定建築物等における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）について、次の各号に掲げる駐車施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 当該特定建築物の所有者又は占有者が使用するための駐車施設（五以上の区画を有するものに限る。） 当該駐車施設の区画の數に百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端數を生じたときは、これを切り捨てた値とし、かつ、当該値が十を超えるときは十とする。） 以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の數に百分の五十を乗じて得た値（その値に一未満の端數を生じたときは、これを切り捨てた値とし、かつ、当該値が二十五を超えるときは二十五とする。） から電気自動車充電設備を整備する区画の數を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

二 前号に規定する駐車施設以外の駐車施設（荷さばきの用に供するものを除く。）（十以上の区画を有するものに限る。） 一以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の數に百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端數を生じたときは、これを切り捨てた値とし、当該値が十を超えるときは十とする。） から電気自動車充電設備を整備する区画の數を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

2 前項に定めるもののほか、電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 第十条第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
第九條の二第一項第一号に規定する用途に供する部分及び同項第二号から第九号まで

に規定する用途に供する部分のうち、主たる用途以外の部分の延べ面積が二平方メートル未満の場合（同項第一号に規定する用途に供する部分において、条例第二十三条の三の二第一項の規定によるマンション環境性能表示を表示し、又は表示させる場合を除く。）については、当該部分における条例第二十一条第四号及び第五号に掲げる事項を記載しないことができる。

第十条の二第二項中「前条第二項各号」を「前条第三項各号」に改め、同条第二項中「第十八条第二号又は第三号」を「第十八条各号のいずれか」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「、第二項」を加える。

第十一条の見出し中「概要についての」を削る。

第十二条第一項第二号及び同条第二項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第三項中「第十条第二項各号」を「第十条第三項各号」に改め、同条第四項第一号イ中「第八條の三第二項各号」を「主たる用途以外の部分のうち第九條の二第一項第一号」に改め、「部分」の下に「又は同項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分」を加え、同項第三号を削る。

第十三條の二第一項に次の一号を加える。

六 電気自動車充電設備の設置

第十三條の二第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第十三條の四第一項中「特別大規模特定建築主」を「特定建築主」に改め、同条第二項中「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に改め、同条第三項第一号中「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に、「二千平方メートル」を「三百平方メートル」に改め、同項第二号中「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に改める。

第十三條の五第四項中「概要の」を削る。

第十三條の五の二第一号及び第二号中「前条」を「第十三條の五」に改め、同条を第十三條の五の九とし、第十三條の五の次に次の七条を加える。

（中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守）

第十三條の五の二 条例第二十三條の七第一項に規定する規則で定める規模は、延べ面積が二平方メートルであることとする。

2 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、次のいずれかに該当する建築物とする。

- 一 延べ面積が十平方メートル以下の建築物
- 二 建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物
- 三 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域内における建築物

3 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める値は、二万平方メートルとする。

4 条例第二十三条の七第一項に規定する申請は、知事が別に定める様式により行わなければならない。

5 条例第二十三条の七第一項に規定する承認は、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計が知事が別に定める値以上である建物供給事業者その他知事が認めるものに対して行うものとする。

6 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める用途は、第九条の二第一項各号に規定する用途とする。

7 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、第九条の二第一項各号に規定する用途に供する部分について、別表第一の五 三の項及び四の項に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準及び設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準とする。

(中小規模特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守)

第十三条の五の三 条例第二十三条の八第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、当該中小規模特定建築物における屋根の水平投影面積が二十平方メートル未満の建築物、法令により再生可能エネルギーを利用する設備を設置できない建築物その他知事が別に定める建築物とする。

2 条例第二十三条の八第一項に規定する規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準は、特定供給事業者が一年間に新たに建設し、又は新築する当該中小規模特定建築物の棟数に知事が別に定める区域ごとの係数を乗じて得た値に、二キロワットを乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光発電設備を設置することとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該中小規模特定建築物及びその敷地における次に掲げ

る設備の設置は、当該設備における再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において、同項に規定する太陽光発電設備の設置とみなす。

- 一 太陽熱を利用する設備
- 二 地中熱を利用する設備
- 三 その他知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備

4 前二項の規定にかかわらず、特定供給事業者は、第二項の規定により太陽光発電設備を設置する場合における再生可能エネルギーの利用の量に知事が別に定める割合を乗じて得た値を上限として、都内に現に存する建築物（前条第二項各号に規定する建築物を除く。）及びその敷地における再生可能エネルギーを利用する設備の新設を行うことができる。

5 前三項に定めるもののほか、再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(中小規模特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守)

第十三条の五の四 条例第二十三条の九第一項に規定する規則で定める電気自動車充電設備整備基準は、次の各号に掲げる中小規模特定建築物の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 一戸建ての住宅 当該駐車施設の一以上の区画に電気自動車充電設備又は電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

二 前号以外の中小規模特定建築物（十以上の区画を有する駐車施設があるものに限る。） 当該駐車施設の一以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値）から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

2 前項に定めるもののほか、電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等)

第十三条の五の五 条例第二十三条の十第一項に規定する規則で定める者は、当該特定供給事業者以外に所有又は占有をされたことがなく、かつ、新築に係る工事が完了し



た日から起算して一年を経過していない当該中小規模特定建築物の購入又は賃借をしようとする者とする。

2 条例第二十三条の十第一項及び第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 説明の年月日

二 説明の相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

三 当該中小規模特定建築物の所在地

四 第十三条の五の二第七項に規定する省エネルギー性能基準(別表第一の五 三の

項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iの値は、同表備考三(一)本文により

算出した値とする。)その他知事が別に定める事項に係る対応状況

五 第十三条の五の三第一項に規定する建築物への該当の有無、二キロワット以上の

定格出力を備えた太陽光発電設備の設置その他知事が別に定める事項に係る対応状

況

六 前条第一項及び第二項に規定する電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に

定める事項に係る対応状況

七 前三号に規定する基準等に対応していない場合における当該基準等に対応するた

めの措置の内容(建設請負事業者が新たに建設する中小規模特定建築物に係るもの

に限る。)

八 その他知事が必要と認める事項

3 条例第二十三条の十第一項及び第二項に規定する説明は、当該中小規模特定建築物

に係る新築、購入又は賃借の契約が成立するまでの間に行うものとする。

4 条例第二十三条の十第三項に規定する規則で定める日は、当該中小規模特定建築物

に係る建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付(法

令の規定により当該確認済証の交付があったとみなされる場合を含む。)がされた日

の属する年度の翌々年度の末日とする。

(建築物環境報告書の作成等)

第十三条の五の六 条例第二十三条の十一第一項の規定による建築物環境報告書の提出

2 条例第二十三条の十一第一項第七号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該建築物環境報告書を提出する日の属する年度において新たに建設し、又は新築しようとする中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

二 その他知事が必要と認める事項

3 条例第二十三条の十一第四項に規定する規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。

一 条例第二十三条の十一第一項各号に掲げる事項の内容を示す書類及び図書

二 その他知事が必要と認めるもの

4 条例第二十三条の十一第四項に規定する規則で定める日は、同条第一項の規定による建築物環境報告書を提出した日の属する年度の翌年度の末日とする。

(建築物環境報告書の任意提出)

第十三条の五の七 条例第二十三条の十二第一項の規定による建築物環境報告書の提出

は、毎年度九月末日までに、前条第一項に規定する様式により行わなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、条例第二十三条の十二第一項の規定による建築物環境報告書の提出について準用する。この場合において、前条第四項中「同条第一項」とあるのは「条例第二十三条の十二第一項」と読み替えるものとする。

(建築物環境報告書の公表)

第十三条の五の八 条例第二十三条の十三の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

2 条例第二十三条の十三に規定する規則で定める事項は、条例第二十三条の十一第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する事項その他知事が別に定めるものとする。

別表第一の五中「第九条の二」の下に「及び第十三条の五の二」を加え、同表の前に次のように加える。

二 特定建築物(住宅以外の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能

基準

別表第一の五に一の項として次のように加える。  
一 特定建築物(住宅の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能基準

基準		区分	
建築物の熱負荷の低減に関する基準(イ又は口のいずれかに適合すること。)	イ	外皮平均熱貫流率が○・七五以下であること。	外皮平均熱貫流率が○・八七以下であること。
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準(イ又は口のいずれかに適合すること。)	イ	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号。以下「住宅仕様基準」という。)第一項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。	住宅用途B E Iが一・〇以下であること。
	口	住宅仕様基準第二項に適合すること。	

別表第一の五 二の項の次に次のように加える。  
三 中小規模特定建築物(住宅の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能基準

基準		区分	
イ 建築物省エネ法第二十八條第一項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築	イ	ハ 建築物省エネ法第二十八條第二項に規定する特定共同住宅等建築主又は建築	二 第九條の二第一項第一号に規定する用途に供する部分(イからハまでに規定するものを除く。)
ロ 建築物省エネ法第三十一條第一項に規定する特定一戸建て建設工事業者が新	ロ		

基準

する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの  
たに建設する同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの  
物省エネ法第三十一條第二項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分

建築物の熱負荷の低減に関する基準	外皮平均熱貫流率が○・八七以下(地域区分四における中小規模特定建築物については○・七五以下)であること。	外皮平均熱貫流率が○・八七以下(地域区分四における中小規模特定建築物については○・七五以下)であること又は住宅仕様基準第一項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	住宅用途B E Iが○・八五以下であること。 住宅用途B E Iが○・八以下であること。 住宅用途B E Iが○・九以下であること。	住宅用途B E Iが一・〇以下であること又は住宅仕様基準第二項に適合すること。

四 中小規模特定建築物(住宅以外の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能基準

基準		区分	
建築物の熱負荷の低減に関する基準	第九條の二第一項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分 B P Iが一・〇以下であること。	ハ 建築物省エネ法第二十八條第二項に規定する特定共同住宅等建築主又は建築	二 第九條の二第一項第九号に規定する用途に供する部分

設備システム のエネルギー 利用の低減に 関する基準	非住宅用途B E Iが一・〇以下 であること。	非住宅用途B E Iが一・〇以下 であること。
-------------------------------------	----------------------------	----------------------------

別表第一の五備考三中「この表」を「二の項の表」に改め、同表備考三を同表備考六とし、同表備考二中「特定建築物」を「建築物」に改め、同表備考二を同表備考五とし、同表備考一(一)中「特定建築物(増築の場合)にあつては増築部分に限る。以下同じ。」を「建築物」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)」を「基準告示」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同表備考一(二)中「特定建築物」を「建築物」に改め、同表備考一を同表備考四とし、同表に備考一から備考三までとして、次のように加える。

一 地域区分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号。以下「基準告示」という。)別表第十に掲げる地域の区分をいう。

二 外皮平均熱貫流率とは、次のいずれかの値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物(特定建築物における増築の場合)にあつては増築部分に限る。以下同じ。(一)の値をいう。

(一) 建築物の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。以下同じ。)を当該単位住戸の外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分)をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合)にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下同じ。(二)の面積で除して得た値をいう。

(二) 外皮性能モデル住宅(国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。)の単位住戸の内外の

温度差一度当たりの総熱損失量を当該単位住戸の外皮の面積で除して得た値をいう。

三 住宅用途B E Iとは、次のいずれかの値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物の場合)にあつては、(一)の値をいう。

(一) 建築物(一の項の表の適用においては、共用部分を含む。(二)において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。))第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中 $E_M$ を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中 $E_M$ を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

(二) 建築物の一次エネルギー消費量モデル住宅(国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下(二)において同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量で除して得た値をいう。

別記第三号様式の二中「資源」を「及び再生可能エネルギーの転換、資源」に、「自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和」を「生物の多様性の保全並びに気候変動への適応」に、

「5 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況

別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり

【設備】導入する 導入しない  
【電力】導入する 導入しない 未定

「5 省エネルギー性能基準に対する適合状況

適合する 適合しない

対象となる用途がない

」

「省エネルギー性能基準」や「再生可能エネルギー利用設備設置基準」及び「エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への」や「電気自動車充電設備整備基準に対する」に該当する。

特別大規模特定建築物の名称
特別大規模特定建築物の所在地
特別大規模特定建築物の用途別床面積

別記第五号様式の三中

と

特定建築物の名称
特定建築物の所在地
特定建築物の用途別床面積

に改める。

附則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三号様式の二及び第五号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
五〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

